

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年三月一日とする。

理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。